（許可基準）

第二十六条の二　地方運輸局長は、回送運行の許可をしようとするときは、次の基準に適合するかどうかを審査して、これをしなければならない。

一・二　（略）

三　自動車の製作、陸送、販売又は特定整備を業とする者であること。

（基準適合性審査に必要な技術上の情報）

第四十五条の四　法第七十四条の三第一項の国土交通省令で定める技術上の情報は、次の各号に掲げるものとする。

一　道路運送車両の保安基準に定めのあるものであつて自動車の故障の状態を識別するための番号、記号その他の符号

二　前号の符号を記録する装置との通信により当該符号を取得するための情報

（軽自動車検査協会の事務所の管轄区域）

第四十六条　軽自動車検査協会は、法第七十四条の三第一項の規定により軽自動車の検査事務を行うこととなつた場合においては、その事務を行う事務所ごとに管轄区域を定め、国土交通大臣に報告しなければならない。

２　（略）

（検査対象軽自動車の検査の申請等）

第四十七条　（略）

２　前項各号に掲げる軽自動車の検査事務に係る申請等以外の申請等は、最寄りの軽自動車検査協会の事務所に対してしなければならない。

（使用者等への周知の措置）

第五十一条　法第六十三条の三第一項第三号の国土交通省令で定める事項は、同項第一号及び第二号に掲げる事項を自動車の使用者及び自動車特定整備事業者に周知させるための措置とする。

２　法第六十三条の三第二項第三号の国土交通省令で定める事項は、同項第一号及び第二号に掲げる事項を特定後付装置の使用者、自動車特定整備事業者及び特定後付装置の販売業者に周知させるための措置とする。

第七章　自動車特定整備事業

（認証基準）

第五十七条　法第八十条第一項第一号の事業場の設備及び従業員の基準は、次のとおりとする。

一　事業場は、常時特定整備をしようとする自動車を収容することができる十分な場所を有し、かつ、次に掲げる作業場及び別表第四に掲げる規模の車両置場を有するものであること。

イ　分解整備を行う場合にあつては、別表第四に掲げる規模の屋内作業場

ロ　電子制御装置整備を行う場合にあつては、別表第四に掲げる規模の電子制御装置点検整備作業場。ただし、電子制御装置点検整備作業場は、屋内作業場（車両整備作業場及び点検作業場に限る。次号において同じ。）と兼用することができる。

二　屋内作業場及び電子制御装置点検整備作業場の天井の高さは、対象とする自動車について特定整備又は点検を実施するのに十分であること。

三　屋内作業場及び電子制御装置点検整備作業場の床面は、平滑に舗装されていること。

四　（略）

（許可基準）

第二十六条の二　地方運輸局長は、回送運行の許可をしようとするときは、次の基準に適合するかどうかを審査して、これをしなければならない。

一・二　（略）

三　自動車の製作、陸送、販売又は分解整備を業とする者であること。

（新設）

（軽自動車検査協会の事務所の管轄区域）

第四十六条　軽自動車検査協会は、法第七十四条の三第一項の規定により軽自動車の検査事務を行なうこととなつた場合においては、その事務を行なう事務所ごとに管轄区域を定め、国土交通大臣に報告しなければならない。

２　（略）

（検査対象軽自動車の検査の申請等）

第四十七条　（略）

２　前項各号に掲げる軽自動車の検査事務に係る申請等以外の申請等は、もよりの軽自動車検査協会の事務所に対してしなければならない。

（使用者等への周知の措置）

第五十一条　法第六十三条の三第一項第三号の国土交通省令で定める事項は、同項第一号及び第二号に掲げる事項を自動車の使用者及び自動車分解整備事業者に周知させるための措置とする。

２　法第六十三条の三第二項第三号の国土交通省令で定める事項は、同項第一号及び第二号に掲げる事項を特定後付装置の使用者、自動車分解整備事業者及び特定後付装置の販売業者に周知させるための措置とする。

第七章　自動車分解整備事業

（認証基準）

第五十七条　法第八十条第一項第一号の事業場の設備及び従業員の基準は、次のとおりとする。

一　事業場は、常時分解整備をしようとする自動車を収容することができる十分な場所を有し、且つ、別表第四に掲げる規模の屋内作業場及び車両置場を有するものであること。

（新設）

（新設）

二　屋内作業場のうち、車両整備作業場及び点検作業場の天井の高さは、対象とする自動車について分解整備又は点検を実施するのに十分であること。

三　屋内作業場の床面は、平滑に舗装されていること。

四　（略）